

独立行政法人国立印刷局が
令和7年度に達成すべき目標

令和7年2月28日

令和7年4月1日変更

デジタル庁

財 務 省

目 次

I. 政策体系における法人の位置付けおよび役割（ミッション）	1
II. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1. 銀行券等事業（銀行券）	3
2. 銀行券等事業（銀行券以外）	6
3. 官報等事業	7
III. 業務運営の効率化に関する事項	9
1. 組織体制、業務等の見直し	9
IV. 財務内容の改善に関する事項	11
1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保	11
V. その他業務運営に関する重要事項	12
1. ガバナンス強化に向けた取組	12
2. 人事管理	14
3. 保有資産の見直し	14
4. 職場環境の整備	15
5. 環境保全	16
VI. 中期的な観点から参考となるべき事項	16
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	17
2. 業務運営の効率化に関する事項	17
※ 「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定）における一定の事業等のまとまりは、II. の「銀行券等事業」、「官報等事業」とする。	

I. 政策体系における法人の位置付けおよび役割（ミッション）

通貨は経済活動・国民生活の基盤であり、「通貨に対する信頼の維持」は「財務省設置法」（平成 11 年法律第 95 号）に定められた財務省の任務の一つである。この任務を果たすため、財務省においては、通貨の流通状況等を適切に把握し、通貨を円滑に供給できるよう製造計画を策定するとともに、通貨の偽造・変造の防止等を通じて通貨制度の適切な運用に万全を期すこととしている。

日本銀行券（以下「銀行券」という。）は、一切の経済取引に無制限に通用する強制力を持った、通貨制度の根幹をなすものである。独立行政法人国立印刷局（以下「国立印刷局」という。）は、「独立行政法人国立印刷局法」（平成 14 年法律第 41 号。以下「国立印刷局法」という。）において、通貨制度の安定に寄与することを目的として、財務大臣の定める製造計画に従って銀行券を製造すること等とされており、通貨行政の執行機関として位置付けられている。また、同法において、国立印刷局は、旅券、印紙及び切手等の製造、官報の原稿の作成並びに国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工等を行う機関として位置付けられている。

近年、経済活動の国際化も一層進展する中、デジタル技術等が著しく進化することにより、偽造防止をはじめとする我が国通貨を巡る環境は厳しさを増しており、通貨に対する信頼を維持するための政策は一層重要となっている。このような中、国立印刷局には、通貨当局（財務省理財局をいう。以下同じ。）と緊密に連携しながら、引き続き徹底した品質管理及び製造工程管理の下で世界最高水準の偽造防止技術等を搭載した銀行券を確実に製造することが求められる。

旅券は、所持する者の日本国民としての身分を証明し、日本国政府が外国政府等に対して所持人の保護を要請するものである。また、旅券の高度な偽造抵抗力は、不法入国者の流入を食い止め、国際犯罪等から国家・国民を守ることにつながる。このため、国立印刷局には、令和 7 年 3 月から集中作成方式による発給を開始した旅券を、徹底した品質管理、製造工程管理及び個人情報管理の下で確実に製造することのほか、銀行券に係る研究開発の成果を活用すること等により、偽造抵抗力を強化していくことが求められる。

歳入金の納付手段である印紙や郵便に関する料金を表す切手等は、換価性が非常に高く、ひとたび偽造が横行すれば国民生活や社会に大きな混乱が生じる

こととなる。このため、国立印刷局には、これらの製品を高度な偽造防止技術及び徹底した品質管理及び製造工程管理をもって確実に製造することが求められる。

官報は、「官報の発行に関する法律」（令和 5 年法律第 85 号。以下「官報法」という。）に基づき、法令の公布等を行うとともに、様々な公示・公告事項を掲載し、国民に周知するという極めて重要な役割を果たしており、国立印刷局法において、国立印刷局は緊急時における内閣総理大臣の要請に速やかに応じなければならないこととされている。このため、国立印刷局には、内閣総理大臣から委託される官報の原稿の作成並びに電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報の印刷等の業務を確実に遂行することが求められる。また、国会の公報等は、国会及び政府が適切に機能を果たしていく上で不可欠なものである。これら公共上の見地から必要な製品については、機密の保持に万全を期しつつ、迅速かつ確実に製造することが求められる。

公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）は、デジタル社会の形成に必要不可欠なものとして「デジタル社会形成基本法」（令和 3 年法律第 35 号）に定められており、手続等に係る国民の利便性向上及び行政運営の改善に資するものとして、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル行政推進法」という。）に基づき、国に整備及び改善の義務が課されているものである。

このため、国立印刷局には、これまで官報業務において官民多様な主体から提供された法令及び会社公告等の情報について正確かつ確実にデータクレンジングを行い、BCP 対応を構築した上で安定的に業務を実施してきたノウハウと実績を活かし、デジタル社会の形成に向けて、国の行政機関等と連携しながら、国の公的基礎情報データベースの整備等（データの加工、記録、保存及び提供等）の業務を行い、正確かつ最新のデータの品質を確保して提供することが求められる。

国立印刷局には、明治 4 年以来、我が国が近代国家としての通貨制度の確立及び発展を図る過程において、150 年余にわたって通貨行政に対して果たしてきた役割を今後とも全うするため、行政執行法人として国の行政事務と密接な連携を図るとともに、理事長のトップマネジメントの下、経営資源を的確に管理しつつ、銀行券をはじめとする製品を確実かつ効率的に生産できる体制を維持・改良し、常に事業の継続性を確保するという責務を果たし、我が国の経済の発展と国民生活の安定に一層貢献することが求められている。

以上を踏まえ、「独立行政法人通則法」（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 9 に規定する国立印刷局が達成すべき業務運営に関する令和 7 年度の目標を以下のとおり定める。

なお、目標に掲げる指標のうち、定量的指標の達成度について、特殊な事情により前年度等との比較によりがたい場合には、当該要因を除外した調整値も使用し実態に即した比較検証を行う。

Ⅱ．国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1．銀行券等事業（銀行券）

（１）財務大臣の定める製造計画の確実な達成

銀行券の製造については、以下の取組を行う。

- ① 費用対効果を勘案した設備投資等を行うことにより製造体制の合理化・効率化を図るとともに、保守点検を的確に行うことにより設備を安定的に稼働させる。また、品質管理及び製造工程管理を徹底し、高品質で均質な製品を確実に製造する。

これらの取組により、財務大臣の定める製造計画を確実に達成するとともに日本銀行との契約を確実に履行する。

【指標】

- ・ 設備投資の的確な実施（参考指標：設備投資計画において年度内受入れとした 1 億円以上の設備の年度内受入率（ただし、受注者側の事情によるものを除く））
- ・ 設備の保守点検の的確な実施（参考指標：生産設備の可動率）
- ・ 品質管理の徹底に向けた取組
- ・ 製造計画達成度（100％）
- ・ 納期達成率（100％）
- ・ 保証品質達成率（100％）

【重要度：高】通貨制度の根幹をなす銀行券について、財務大臣の定める製造計画を確実に達成し銀行券を円滑に供給することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持する上で重要な要素であるため。

【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した銀行券を、高い品質が均一に保たれた状態で大量生産し、財務大臣の定める製造計画を

確実に達成するとともに、日本銀行との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理及び製造工程管理が求められるため。

- ② 製造計画の変更や災害等不測の事態が生じた際に最善の結果が得られるよう、柔軟な製造体制を確保し、具体的事案の発生時には機動的に対応する。

【指標】

- ・ 緊急命令への対応に備えた体制の維持
- ・ 具体的事案発生時の的確な対応

- ③ 情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。

【指標】

- ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無

(2) 通貨当局との密接な連携による銀行券に対する信頼の維持・向上の取組等

- ① 銀行券の偽造抵抗力の強化や目の不自由な人が識別を容易に行うための工夫など銀行券の利便性の向上を図るための方策について検討を進めるとともに、デザイン力の強化等に努めることにより、通貨当局と一体となって銀行券に対する国民の信頼の維持・向上に貢献する。

【指標】

- ・ 現在及び将来に向けた偽造抵抗力の強化、利便性向上、識別容易性向上

- ② 国際的な広がりを見せる通貨の偽造に対抗するため、銀行券の流通状況及び銀行券の偽造動向の調査、外国の銀行券関連機関や国際会議への訪問、出席等を通じて、広く通貨全般に関する情報を収集し、通貨当局への確に情報提供等を行う。

【指標】

- ・ 偽造動向や銀行券全般に係る的確な情報収集・通貨当局への情報提供
(参考指標：通貨当局の要望に沿ったセキュリティレポートの提出の有無（年1回12月末）)

- ③ 外国政府、外国の銀行券関連機関等から要請があった場合には、国内銀行券の製造等の業務の遂行に支障のない範囲内で、製造や技術に関する協

力、研修・視察の受入れや専門技術を有する職員の派遣を積極的に行うことにより、国際的な貢献を行う。

【指標】

- ・国際協力への対応（参考指標：対応の内容と回数）

（３）国民に対する情報発信

博物館の展示やホームページの充実、工場見学の受入れ等を通じて、国民に分かりやすく各種情報を提供しつつ、国民の声を聞くことで、国立印刷局に対する理解や銀行券に対する信頼を深める。また、銀行券に対する関心を深めるため、次世代を担う子供たちを対象とした広報の充実に努める。

【指標】

- ・博物館の展示や特別展示等の充実（参考指標：博物館来場者数、特別展示等の開催・他の展示会への出展回数）
- ・博物館におけるアンケート結果（５段階評価で平均評価 3.5 超）
- ・ホームページの充実（参考指標：ページビュー数、更新回数）
- ・工場見学者アンケート結果（５段階評価で平均評価 3.5 超）
- ・国民に対する情報発信の充実（参考指標：出張講演等の実績回数）
- ・外部からの問合せに対する回答実績（参考指標：ホームページに寄せられた問合せに対する回答率）

（４）偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発

偽造抵抗力の強化等に向けた研究開発に係る計画を策定し、独自の偽造防止技術の開発、製紙・印刷技術の高度化、製造工程の効率化等につながる研究を着実に進め、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献する。また、情報通信技術や環境保全等に関する研究を推進する。

なお、計画の実行に際しては、事前、中間、事後の評価を徹底し、その成果を適切かつ効果的に活用するとともに、機密保持に配慮した上で必要に応じて特許の出願や学会での報告を行う。

【指標】

- ・研究開発計画の策定の有無
- ・事前・中間・事後評価の適切な実施
- ・事前・中間・事後評価結果に対する適切な対応及び研究開発計画への適切な反映
- ・研究開発活動の成果（終了案件に費やした費用に達成度に応じた係数を乗じて算定した値の合計が当該費用の合計を上回る）
- ・研究開発成果の適切かつ効果的な活用（特許出願、学会での報告）

【重要度：高】銀行券の偽造抵抗力を強化するための研究開発を推進することは、財務省の重要な任務の一つである通貨に対する信頼を維持する上で重要な要素であるため。

【困難度：高】銀行券への搭載が可能な世界最高水準の偽造防止技術等の開発を目指した研究を行い、成果を得るには、高度な専門知識と分析能力の発揮や、蓄積された知見の有効活用が最大限になされることが求められるため。

2. 銀行券等事業（銀行券以外）

（１）旅券の製造

旅券については、令和７年３月から集中作成方式による発給を開始しており、徹底した品質管理、製造工程管理及び個人情報管理の下で確実に製造することにより、外務省との契約を確実に履行する。また、ISO9001 認証及び ISO27001 認証の取得・維持・更新を行うほか、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。

【指標】

- ・ 受注数量製造率（100％）
- ・ 納期達成率（100％）
- ・ 保証品質達成率（100％）
- ・ ISO9001 認証及び ISO27001 認証の取得・維持・更新の有無
- ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無

【重要度：高】外務省との契約を確実に履行し、旅券に対する信頼性や国民の円滑な海外渡航を確保することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。

【困難度：高】高度な偽造防止技術を搭載した旅券を、高い品質を均一に保った状態で大量生産し、外務省との契約を確実に履行するには、高度な技術力や徹底した品質管理、製造工程管理及び個人情報管理が求められるため。

（２）その他の製品

切手等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。また、情報漏えいや紛失・盗難を発生させないことにより、国民や社会の信頼を維持する。

【指標】

- ・ 受注数量製造率（100％）
- ・ 納期達成率（100％）

- ・ 保証品質達成率（100%）
- ・ 情報漏えい、紛失・盗難発生の有無

3. 官報等事業

（1）官報の原稿の作成並びに電磁的官報記録を記載した書面及び書面官報の印刷等

官報法及び「官報の発行に関する内閣府令」（令和6年内閣府令第80号）等に基づき、国立印刷局は、平常時はもとより災害などの緊急時においても、法律や条約等の公布や国民に対する情報提供が確実に行われるよう、官報の発行に必要な体制を維持しつつ、内閣府と連携し、内閣総理大臣の緊急要請にも的確に対応すること等により、課せられた役割を果たす。

また、情報セキュリティを確保しつつ、官報情報検索サービスの確実な提供及び周知に努める。

さらに、利用者ニーズを把握し、入稿の方法及び手続を必要に応じ改善することなどを通じて、作業の迅速化や業務の効率化を図る。

加えて、「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム」の議論を踏まえ、法案誤り等再発防止のための取組として令和3年12月に策定した工程表に基づき、着実に取り組む。

【指標】

- ・ 指定された時間に官報の発行が行われるための原稿の作成及び揭示用書面の印刷の達成度（100%）
- ・ 官報の発行が行われるための情報システム稼働率（99.5%）
- ・ 官報情報検索サービスのサービス稼働率（99.5%）
- ・ 特別号外の前稿の作成等に向けた体制の維持
- ・ 緊急要請に対応するための訓練の実施（対計画100%）
- ・ 官報及び官報情報検索サービスの広報活動件数（過去5年平均以上）
- ・ 電子入稿を行う者の拡大
- ・ ISO27001 認証の維持・更新の有無
- ・ 情報漏えい・紛失発生の有無
- ・ 100 ページ当たり訂正記事箇所数の削減（過去5年平均以下）
- ・ 作業の迅速化及び業務の効率化を図るための積極的な取組
- ・ 工程表に基づく取組の確実な実施

【重要度：高】内閣府との契約を確実に履行し、国政上の重要事項などを国民に正確かつ確実に提供することは、国民生活の安定に寄与するための重要な要素であるため。

【困難度：高】一切の誤謬が許されない法律の公布等について、指定された

時間に内閣総理大臣が官報を発行できるよう、確実に官報の原稿を作成するためには、厳格な進捗管理と徹底したチェック体制が求められるため。

(2) 国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工、記録、保存及び提供等

公的基礎情報データベース整備改善計画（デジタル行政推進法第19条第1項）を踏まえ、デジタル庁からの委託を受けて、国の公的基礎情報データベースを構成するデータを正確に加工、記録、保存し、かつ確実に提供を行う。これにより、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理における国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資する。

また、これらの政策効果を達成するため、データの利用状況に関するモニタリングを行うとともに、必要に応じて、デジタル庁に対し、データの提供形態や品質、効率の改善等に係る提案を行う。

加えて、国の公的基礎情報データベースの整備及び改善に当たっての国の行政機関等による協力の求めについても、財務省及びデジタル庁と連携し、必要な対応を検討する。

【指標】

- ・データの正確な登録
- ・期日までのデータの確実な更新
- ・関係機関への確実な提供

【重要度：高】公的基礎情報データベースの整備及び利用促進は、デジタル社会形成に向けた重要な施策として、デジタル社会形成基本法やデジタル行政推進法に位置付けられたものであるため。

(3) その他の製品

国会用製品等については、徹底した品質管理及び製造工程管理の下で確実に製造することにより、発注者との契約を確実に履行する。

なお、民間の参入動向を踏まえつつ、公共上の見地から必要な事業に限定し、原則として官公庁等の一般競争入札による受注・製造は、引き続き、行わない。

【指標】

- ・受注数量製造率（100%）
- ・納期達成率（100%）
- ・保証品質達成率（100%）

Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項

国立印刷局は、行政執行法人として正確かつ確実に業務を遂行するため、業務の質を高い水準に維持しつつ、あわせて国民負担の軽減を図る観点から、引き続き効率的かつ効果的な業務運営を推進することにより、製造コストの引下げに努める必要がある。

1. 組織体制、業務等の見直し

(1) 組織の見直し

- ① 「国家公務員の総人件費に関する基本方針」（平成 26 年 7 月 25 日閣議決定）を踏まえ、業務の質の低下を招かないよう配意しつつ、業務の効率性や業務量等に応じた適正な人員配置を行いながら、組織の効率化に向けて取り組む。

【指標】

- ・ 適正な人員配置
- ・ 組織の効率化（参考指標：期末常勤役職員数（フルタイム再任用職員を含む）、売上高人件費比率）

※「人件費」とは、毎年度公表している「独立行政法人国立印刷局の役職員の報酬・給与等について」中の「Ⅲ 総人件費について」における「給与、報酬等支給総額」をいう。

- ② 給与水準について、国家公務員の給与水準も十分考慮し、引き続き、ラスパイレス指数による比較等を行い、適正な水準の維持に向けて取り組むとともに、その状況を公表する。

【指標】

- ・ 適正な給与水準の維持
- ・ 給与水準の公表の有無

(2) 業務の効率化

- ① 国民負担を軽減する観点から、引き続き、可能な限りのコスト削減努力を行うこととし、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を対象として中期的な観点から設定した経費率（研究開発費を除く）の低減目標の達成に向けて必要な取組を行う。

また、業務のデジタル化を進めるとともに、電子政府推進の取組の一環

として、情報システムに係る整備運用計画を策定し、情報システム関連機器の適時適切な更新を行う。

さらに、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定）を踏まえ、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

【指標】

- ・ 業務の効率化の推進（参考指標：経費率（研究開発費を除く））
※ 経費率＝（売上原価＋販売費及び一般管理費－研究開発費）／売上高
- ・ 効率化に向けた業務の見直し
- ・ 情報システム整備運用計画の策定の有無
- ・ 業務のデジタル化等を踏まえた適時適切な情報システム関連機器の更新

- ② 調達に係る契約については、偽造防止の観点に配慮しつつ、原則として一般競争入札その他の競争性、透明性が十分確保される方法によるものとする。また、公正かつ透明な調達手段による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、国立印刷局が策定する「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その実施状況及び契約実績を公表する。

また、調達に当たっては、「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律」（昭和 41 年法律第 97 号）、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号）及び「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」（平成 24 年法律第 92 号）に基づいた調達を行うよう努める。

【指標】

- ・ 調達等合理化計画に基づく適切な契約の実施
- ・ 調達等合理化計画の実施状況及び契約実績の公表の有無
- ・ 契約監視委員会による点検において不適切な契約と認められた契約件数（0 件）
- ・ 障害者就労施設等からの調達の実施（参考指標：件数及び金額（ただし、一般競争入札案件を除く））

- ③ 「業務フロー・コスト分析に係る手引き」（平成 27 年 12 月 16 日付官民競争入札等監理委員会改訂）に示された手法等により、極めてセキュリティ性の高い製品及び情報を取り扱っていることを踏まえつつ、業務フロー

やコストの分析を行い、その結果に基づき、民間への業務委託を検討する。

【指標】

- ・ 民間への業務委託の検討

IV. 財務内容の改善に関する事項

国立印刷局は、基幹となる銀行券事業において、財務大臣が定める銀行券製造計画によって製造数量が決定され、かつ、納入先が日本銀行のみに限られるといった特殊性を有することから、自らの裁量や努力によって損益の改善を図ることが難しい側面を有している。しかしながら、そうした制約の下にあっても、業務の重要性に鑑み、将来にわたって安定的に業務運営ができるよう、標準原価計算方式による原価管理に、差異分析結果を適切に反映させること等を通じて、収支を的確に把握しつつ、業務運営の更なる効率化に努め、採算性の確保を図る必要がある。

1. 予算、収支計画及び資金計画の策定、採算性の確保

- (1) 業務運営の効率化に関する事項に記載された目標を踏まえた、適切な予算、収支計画及び資金計画を作成するとともに、各項目について、可能な限り支出の節減等に努める。具体的には、事業別の収支や営業収支率を的確に把握した上で、原価管理の徹底等により収支の改善を進め、経常収支率を100%以上とする。

【指標】

- ・ 原価管理の徹底等によるコスト削減
- ・ 原価管理等による事業別収支、営業収支率の把握、的確な管理
- ・ 経常収支率（100%以上）
- ・ 販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）の効率的な使用への取組
（①広告宣伝費、②運送費、③情報システム関連経費、④本局の維持管理等に係る費用、⑤前記①～④を除く費用に分類し、各々の使用の効率性に係る検証等を行う）
- ・ 販売費及び一般管理費（研究開発費を除く）のうち、上記⑤について、前年度以下に抑制

- (2) 財務内容について、偽造防止の観点や受注条件に影響を及ぼさないよう配意しつつ、独立行政法人通則法に基づく情報の開示を行うことにより、国民に対する説明責任を果たす。

【指標】

- ・ 独立行政法人通則法に基づく情報開示（100%）

V. その他業務運営に関する重要事項

1. ガバナンス強化に向けた取組

平成 27 年 4 月の独立行政法人通則法の改正等により、ガバナンス強化の観点から、主務大臣である財務大臣による監督命令や監事の機能強化等が措置されたところである。

国立印刷局は国民生活の基盤となる銀行券や徹底した情報管理が求められる官報等を製造している法人であり、職員は高い倫理意識を求められる国家公務員であることを踏まえ、理事長のトップマネジメントの下、以下の各般の取組を通じ、内部統制の更なる充実・強化を図る。

（１）内部統制に係る取組

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について」（平成 26 年 11 月 28 日付総務省行政管理局長通知）に基づき業務方法書に定めた内部統制の推進に関する事項等を適正に実施する。また、各種の業務プロセスについて、不断の見直しに取り組む。

【指標】

- ・ 内部統制の推進に関する規程等に定められた事項の適正な実施
- ・ 内部統制の推進に関する規程等の必要に応じた見直し

（２）コンプライアンスの確保

コンプライアンスの確保に積極的に取り組むとともに、業務上の不正・不法行為等による重大事象を発生させない。

【指標】

- ・ コンプライアンス確保に向けた確実な取組
- ・ 業務上の不正・不法行為等による重大事象の発生件数（０件）
- ・ コンプライアンス違反発生時の的確な対応

（３）リスクマネジメントの強化

- ① 部門ごとに潜在するリスクについて把握・評価を行い、想定し得るリスクについて、その発生防止又は発生時の被害低減に向けた対策を策定し、実施するとともに、不断に対策を改善し、リスク管理を徹底する。

【指標】

- ・ リスクマップ等の策定及び見直し
- ・ リスクマネジメントの強化の取組

- ② リスク管理を徹底し、不測の災害が生じた場合にも確実に対応することができるよう、事業継続マネジメント（BCM）の適切な運用を図るとともに、防災訓練計画を策定し、確実に実施する。

【指標】

- ・ BCM の適切な運用
- ・ 防災訓練計画の策定の有無
- ・ 防災訓練の確実な実施（対計画 100%）

（４）個人情報の確実な保護等への取組

「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）及び「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律第 140 号）に基づき、確実に対応する。

【指標】

- ・ 個人情報保護及び情報公開への確実な取組
- ・ 個人情報漏えいの発生件数（０件）

（５）情報セキュリティの確保

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群を含む政府機関等における情報セキュリティ対策に基づき、適切な情報セキュリティ対策を実施するとともに、その状況を定期的に点検することにより、対策の不備による重大事象を発生させない。

【指標】

- ・ 情報セキュリティ計画の策定の有無
- ・ 情報セキュリティ対策の確実な実施・運営
- ・ 情報セキュリティ教育の実施（対計画 100%）
- ・ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象の発生件数（０件）
- ・ 情報セキュリティ対策の不備による重大事象発生時の的確な対応

※「重大事象」とは、情報システムにおける不正プログラム感染や不正アクセス又はその疑いがある場合における情報システムデータの改ざん・破壊、不正コマンド実行、情報漏えい若しくは重要情報の詐取等をいう。

(6) 警備体制の維持・強化

製品の盗難や施設及び設備に対する破壊活動等への抑止力の強化を図るため、国立印刷局が策定する構内セキュリティ管理に関する基本方針に基づき、警備装置の更新などの警備に関する計画を着実に実施するとともに、必要に応じた見直しを行う。

【指標】

- ・基本方針に基づく警備に関する計画の着実な実施及び見直し
- ・外部要因による突発的な事件事故に対する適切な対応

2. 人事管理

組織運営を安定的に行うため、人事管理運営方針を策定し、当該方針に基づき計画的かつ着実な人材の確保やその育成に努め、国立印刷局が有する技術の伝承が確実に行われるよう取り組むとともに、政府が進めている「働き方改革」を踏まえつつ、適材適所の人事配置や労働時間の適切な管理等により、働き方の見直しに取り組む。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成 27 年法律第 64 号）に基づき策定した一般事業主行動計画に沿って、女性職員の活躍を推進する。

さらに、職員研修に関する計画を策定し、当該計画に沿った各種研修を実施すること、業務への意欲的な取組や業務改善活動を奨励するとともに、これらについて顕著な成果を挙げた職員に対する表彰・評価等を通じて、職員の業務意欲や能力の向上、技能の伝承を図る。

【指標】

- ・人事管理運営方針の策定の有無
- ・計画的かつ着実な人材確保、人材育成
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の確実な実施
- ・研修計画の策定の有無
- ・研修計画の確実な実施（対計画 100%）
- ・職員の業務意欲・能力の向上、技能伝承に向けた取組

3. 保有資産の見直し

- (1) 王子工場については、平成 29 年 7 月に東京都北区と締結した協定書（「国立印刷局王子工場用地の一部取得に関する協定書」）を踏まえ、工場再編に向けた対応を着実に進める。

【指標】

- ・王子工場再編に向けた着実な取組

- (2) その他の保有資産について、効率的な業務運営が担保されるよう、都内宿舎の効率的な配置の検討も含めた不断の見直しを行う。その結果、遊休資産が生ずる場合には将来の事業再編や運営戦略上必要となるものを除き、国庫への貢献を行う。

【指標】

- ・その他の保有資産の不断の見直し

4. 職場環境の整備

(1) 労働安全の保持

職場環境整備に資する計画を定め、当該計画に沿って安全教育・活動等を行うことにより、安全で働きやすい職場環境を維持する。

【指標】

- ・職場環境整備に資する計画の策定の有無
- ・職場環境整備に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち安全教育・活動等に係る項目に限る）
- ・重大な労働災害の発生件数（0 件）
- ・労働災害の発生状況

※「重大な労働災害」とは、死亡災害又は一時に 3 人以上の負傷者を伴う労働災害をいう。

【重要度：高】労働災害の発生のリスクを踏まえ、その未然防止及び労働者の安全を確保することは職場環境整備の重要な要素であるため。

(2) 健康管理の充実

健康管理に資する計画を定め、当該計画に沿って定期健康診断を確実に受診させるとともに、その結果に基づく有所見者への計画的な健康指導・教育などのフォローアップを行うことにより、職員の健康を確保する。また、計画的なメンタルヘルス対策を行うことにより、職員の心身両面の健康管理の充実を図る。

【指標】

- ・健康管理に資する計画の策定の有無
- ・定期健康診断の受診率（100%）
- ・健康管理に資する計画の確実な実施（対計画 100%、ただし計画のうち

健康指導・教育・メンタルヘルス対策に係る項目に限る)

(3) 職務意識の向上・組織の活性化

役員間、役職員間、各部門間において、密なコミュニケーションを図ることにより職務への相互理解を深めつつ、実施する施策の背景や目的、課題に係る情報の共有等を通じて、役職員が国立印刷局の使命の重要性を認識し、その職責を確実に果たせるよう、職務に対する意識の向上・組織の活性化をより一層進める。

【指標】

- ・役員間、役職員間、各部門間における密なコミュニケーションの取組

5. 環境保全

製造事業を営む公的主体として模範となるよう、地球温暖化などの環境問題へ積極的に貢献する観点から、「地球温暖化対策計画」(令和7年2月18日閣議決定)に掲げられている産業部門の令和12年度における削減目標を達成するための取組を計画的に進めるとともに、環境保全に関する計画を策定し、当該計画に沿って、効率性に配慮しつつ必要な設備を備えるとともに、環境物品の確実な調達やISO14001認証の維持・更新等を行うことにより、環境保全を図る。

【指標】

- ・環境保全のために必要な設備の的確な導入及び導入時における効率性の検証
- ・環境保全計画の策定の有無
- ・環境保全計画の確実な実施(対計画100%)
- ・ISO14001認証の維持・更新
- ・温室効果ガスの削減(平成25年度比28%減)
- ・廃棄物排出量の抑制(平成24年度比103%以下)
- ・再資源化可能な廃棄物の再資源化(100%)
- ・環境報告書の作成、公表の有無

VI. 中期的な観点から参考となるべき事項

社会のデジタル化の進展等に伴う社会的な要請の変化や、キャッシュレス化の進展による銀行券の製造量への影響が予想されることから、銀行券等の製造という業務の特性に鑑み、中長期的な観点から業務運営に努める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 設備の維持・管理

将来にわたり、各種製品を高い品質を保持しながら確実かつ効率的に製造するため、令和7年度から令和11年度までの中期設備投資計画（毎年度の実績等を踏まえた見直しを可能とする）を策定し着実に実行する。

(2) 研究開発等

将来にわたり、銀行券の偽造抵抗力の強化に貢献するため、令和7年度から令和11年度までの中期研究開発計画（毎年度の実績等を踏まえた見直しを可能とする）を策定し着実に実行する。

また、経営資源の更なる有効活用の検討等に取り組む。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 組織体制の効率化

業務運営に必要な人員については、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、平成17年度末から平成22年度末までの5年間で10%を上回る削減を行うよう求められたところ、当該閣議決定で示された水準を上回る11.5%の削減を実施。その後も削減努力を継続した結果、平成22年度末から令和6年度末までの14年間で11.1%の削減が見込まれている。

令和7年度から令和11年度までの5年間は、これまでの成果を踏まえ、将来の安定的な業務運営に支障が生じないよう、令和11年度末の常勤役職員の総数を原則、令和6年度末以下とする。

(2) 業務の効率化

銀行券及び旅券等の製造、官報の原稿の作成並びに国の公的基礎情報データベースを構成するデータの加工等は国立印刷局の使命であり、必要となる設備投資等を実施し製造体制の整備を図り、確実に達成することが求められる。一方で、国民負担を軽減する観点から設備投資等の実施に際しては、費用対効果を十分に検証し実行することが求められる。

これを踏まえ、令和7年度から令和11年度までの5年間における業務の効率化目標については、自収自弁による業務運営を行う国立印刷局の特性に鑑み、また製造コストの抑制を図る観点から、原則、当該期間における経費率（研究開発費を除く）の実績平均値が令和2年度から令和6年度までの5年間における実績平均値以下となるよう取り組むこととする。

※経費率＝（売上原価＋販売費及び一般管理費－研究開発費）／売上高